
差出人: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com は nishi12305@gmail.com の代理
送信日時: 2022年8月9日火曜日 13:28
宛先: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com
件名: 支部研修室（第1回研修会の事前資料）
添付ファイル: 令和04年08月09日－研修会「民事調停の基礎知識」：①事前連絡・参考資料1.pdf

東入間支部員各位

支部研修室の西村です。

令和4年度第1回支部研修会「民事調停の基礎知識」について、
本研修の講師をお引き受けいただき、小野先生より事前資料のご提供をいただきましたので、
研修案内の後追いとなりますが配布いたします。
受講をご希望される方は、アンケート作成及び予習として本資料をご活用ください。

よろしくお願いいたします。

西村行政書士事務所
行政書士 西村泰文
〒356-0004 埼玉県ふじみ野市上福岡五丁目3番25号 井出ビル3階
TEL：049-293-4213 FAX：049-293-4214
Mail：info@office-nishimura.biz

――

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。
このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには
higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。
このディスカッションをウェブ上で閲覧するには
https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/05bb01d8aba8%24707daed0%2451790c70%24%40gmail.com にアクセスしてください。

令和 4年 8月 9日

研修会「民事調停の基礎知識」へ向けて

担当 小 野 喜 章

I 【研修の目的と方針】

今朝方、東入間支部研修室から配信されました研修案内には、「行政書士として相談業務にあたり、法的解決手段の知識を得ることは意義のあることと思われます。」との記述がありました。

皆様に於かれましては「内容証明」の作成を手掛けた会員も少なからずいらっしゃると思います。その際、「法的手段も講ずる云々」を、定型的な文言として用いているのではないのでしょうか。

民事調停は、法的手段の一つです。この研修では、民事調停制度を中心に取り上げます。私の立場では、具体的な事例を取り上げることは許されませんので予めご承知願います。

とはいえ、公開されている事例として「個人が地方公共団体を相手にした事案」に触れる予定にしています。行政を相手にする調停も民事調停であることを理解して下さい。

本研修では、時間の許す限り皆様からの質問に対する参加者の意見を求めるなど、皆様に発言して頂く機会を持ちたいと考えています。ご協力を御願い申し上げます。

この研修が、「民事調停」の理解の一助になりますことを、願って止みません。

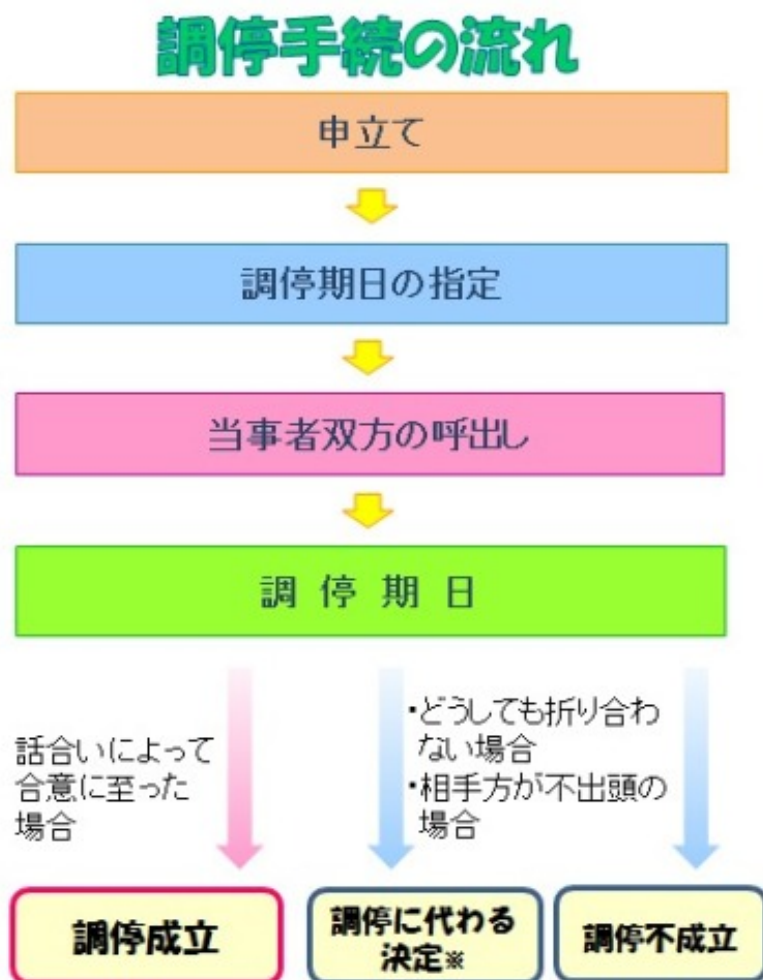
積極的な、参加をお待ち申し上げます。

II 【参加される皆様へのお願い】

- 1 アンケート作成及び予習の為に、【参考資料 1】を作成し添付いたしました。
- 2 研修会当日も忘れずに持参して下さい。

以 上

4. 調停手続の流れ



※ 調停に代わる決定

調停の経過や紛争の態様によっては、裁判所が、調停委員の意見を聴き、当事者の言い分を衡平に考慮し、事件の解決のために必要な決定をします。2週間以内に、異議の申立てがなければ、調停が成立したのと同じ効果が生じます。